

府教委通知「入学式及び卒業式等における国歌斉唱時の対応について」
に抗議し撤回を求める（見解）

2013年9月19日
大阪府立高等学校教職員組合

府教委は、9月4日付で通知文を發し、「入学式及び卒業式等における国歌斉唱時の対応について」との文書を、府立高校の学校長に示したことを明らかにしました。その内容は、入学式及び卒業式等において国歌斉唱を行う際、校長・准校長は、職務として「教職員の起立と斉唱をそれぞれ現認する」、「現認については、目視により、教頭・事務（部）長が行う」としています。

そもそも職務命令をもって教職員に「国歌斉唱時の起立斉唱」を強制することは、憲法19条に保障された思想良心の自由を侵すものであり、あってはならないことです。それは「国旗国歌法」制定時に、国会審議を通じて、「義務づけはしない」「強制はしない」ことが繰り返し確認されたことに照らしても、明らかです。

しかし、この間、府教委は、2011年に大阪府議会で条例が制定されたことを理由に、教職員への強制を強め、職務命令を發するとともに、不起立者の処分を強行してきました。今回の通知は、管理職に、教職員が「起立したかどうか」「斉唱したかどうか」を現認することを求めています。これは、教職員に対する強制をいっそう強化するものであり、断じて容認できません。

また、歌を「歌うかどうか」は、内心に最も深く関わる行為であり、それをチェックまでして、強制するなどは、あってはならない人権侵害です。最高裁判決（2011年5月30日）は、起立斉唱を求めることは「思想良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定し難い」としており、判決には、「その影響を最小限にとどめるように慎重な配慮がなされるべき」との裁判官の意見も付されています。

卒業式や入学式は、学校の教育活動の一環であり、その内容について、行政が上から命令で強制することは、教育基本法が禁じる「教育への不当な支配」であり、あってはならないことです。卒業式は、何より、卒業生を祝福し、その成長をみんなで確認し社会に送り出す場として、「生徒が主人公」で行われるべきものです。そのような場で、教職員に職務命令を課し「起立斉唱しているかどうか」のチェックに汲々とするなどは、式を混乱させるだけであり、およそ教育の場としてふさわしくないことです。

学校現場で教職員は、何より憲法の原則、民主主義の原則を大切にし、教育にあたっています。その中心は、一人ひとりの人間が個人として尊重され、基本的人権を保障されるということです。「最後の授業」とも言える卒業式の場で、それを踏みにじることは、断じて許せません。

以上のことから、府高教は、教職員に「国歌斉唱時の起立斉唱」を強制し、管理職にそのチェックを押しつける通知に厳しく抗議するとともに、その撤回を強く求めます。また、引き続き、教育の自主性を守るとりくみに全力をあげるものです。